

報道発表資料の配付日時 2月22日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	「特定技能制度勉強会」の開催について
概要	<p>管内でも、年々、特定技能外国人の人数が増加しており、特定技能制度のニーズが高まりつつあることから、更なる外国人材の受入に繋げることを目的として、受入企業、産業団体及び役場を対象とした、特定技能制度の勉強会を開催いたします。</p> <p>【行事の概要】</p> <p>1 日時 令和6年(2024年)3月12日(火) 14:00~15:15</p> <p>2 費用 無料</p> <p>3 開催方法 オンライン (Zoom)</p> <p>4 主な内容</p> <p>○関係機関からの発表 (50分)</p> <p>1 「特定技能制度の制度概要について」 (札幌出入国在留管理局釧路港出張所)</p> <p>2 「管内の特定技能外国人の受入事例紹介」 (受入企業：(株)上田組)</p> <p>3 「多文化共生及び外国人材受入に係る取組」 (JICA釧路デスク)</p> <p>【申込方法】</p> <p>右記QRコードのリンク先またはメールアドレス (nemuro.chiseil@pref.hokkaido.lg.jp) あてに、 氏名と団体名・所属を記載の上、3月7日(木)までに お申し込みいただくこととしています。 後ほどメールにて、Zoomの接続URLを送信いたします。</p>
参考	



報道(取材)に当たってのお願い	<p>より多くの事業者にご参加いただきたいので、参加を募集していることについて、積極的な報道をお願いいたします。</p> <p>当日の様子を取材したい場合は、根室振興局3階大会議室までお越しいただけますようお願いいたします。</p>
他のクラブとの関係	同時配付 (場所) 根室記者クラブ 同時レク

担当 (連絡先)	地域創生部地域政策課 (担当者：課長 高田 大輔) TEL 0153-22-2809
-------------	---

参加者募集



外国人の受入にご関心のある方

特定技能制度勉強会

～特定技能制度の概要、特定技能外国人の受入事例等分かりやすく解説～



I

特定技能制度の制度概要について

(札幌出入国在留管理局釧路港出張所)

II

管内の特定技能外国人の受入事例紹介

(受入企業:株式会社上田組)

III

多文化共生及び外国人材受入に係る取組

(JICA釧路デスク)

日時

3月12日(火)

14:00～15:15

オンライン (Zoom) ・参加無料

参加対象

特定技能外国人の受入にご関心のある自治体、産業団体、企業等

申込方法

下記QRコードまたはメールアドレスあて、氏名と団体名・所属を記載した上で、3月7日(木)までにお申し込みください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

主催:北海道根室振興局地域政策課

(電話:0153-22-2809 / メール:nemuro.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp)



(参考)

1 特定技能1号在留外国人数 推移

時点						総数
	根室市	別海町	中標津町	標津町	羅臼町	
R5.6末時点	120	191	36	29	9	385
R4.12末時点	104	148	29	21	4	306
R4.6末時点	35	94	19	19	3	170
R3.12末時点	21	54	10	6	2	93

参照: 出入国在留管理庁HPより

2 国籍・地域別 特定技能1号在留外国人数

(令和5年6月末現在)

市町村名	総数							
		インドネシア	中国	ネパール	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	モンゴル
根室市	120	69	0	0	1	46	4	0
別海町	191	45	6	7	27	103	3	0
中標津町	36	6	1	0	12	14	0	3
標津町	29	9	0	0	8	12	0	0
羅臼町	9	5	0	0	3	1	0	0

抜粋: 出入国在留管理庁HPより

3 特定産業分野別 特定技能1号在留外国人数

(令和5年6月末現在)

市町村名	総数													
		介護分野	ビルクリーニング分野	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	建設分野	造船・船用工業分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野	農業分野	漁業分野	飲食品製造業分野	外食業分野	
根室市	120	0	0	0	2	0	0	0	0	0	9	24	84	1
別海町	191	1	0	1	7	0	0	0	0	0	129	0	53	0
中標津町	36	4	0	0	1	0	1	0	1	29	0	0	0	0
標津町	29	0	0	0	5	0	0	0	0	21	0	3	0	0
羅臼町	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0

抜粋: 出入国在留管理庁HPより